

# 大村市農業基本計画 【概要版】



平成30年3月

大 村 市

# 計画の策定にあたって

---

## 計画策定の趣旨

本市では、平成 22 年 3 月に「大村市農業基本条例」を制定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 3 月に「大村市農業基本計画」を策定し、この計画の将来像である「ともに支え合う食と健康と活力ある農業」を目指して取り組んできました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、農業者の高齢化や若年層の減少、耕作放棄地の増加のほか、先行きの不透明な T P P や E P A 等の影響など、様々な問題を抱えています。

このような状況の中、国は「食」と「地域」の再生を図るため、「産業政策」と「地域政策」を 2 本柱とする新たな「食料・農業・農村基本計画」を平成 27 年 3 月に公表しました。

また、県は平成 28 年 3 月に「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで人を呼び込み、地域がにぎわう社会の実現を目指す「新ながさき農林業・農山村活性化計画」が策定しました。

以上のことを踏まえ、農業の持続的な発展や豊かで住みよい地域社会の実現等を図るため、平成 28 年 10 月に策定した第 5 次大村市総合計画や、併せて国や県の方針・計画と整合を図りつつ、「大村市農業基本計画」の見直しを行います。

なお、T P P 及び E P A については、本計画策定時点において影響等が明確になっていないことから、今後の国の動向や対策を見極めながら適切に対応してまいります。

## 計画の期間

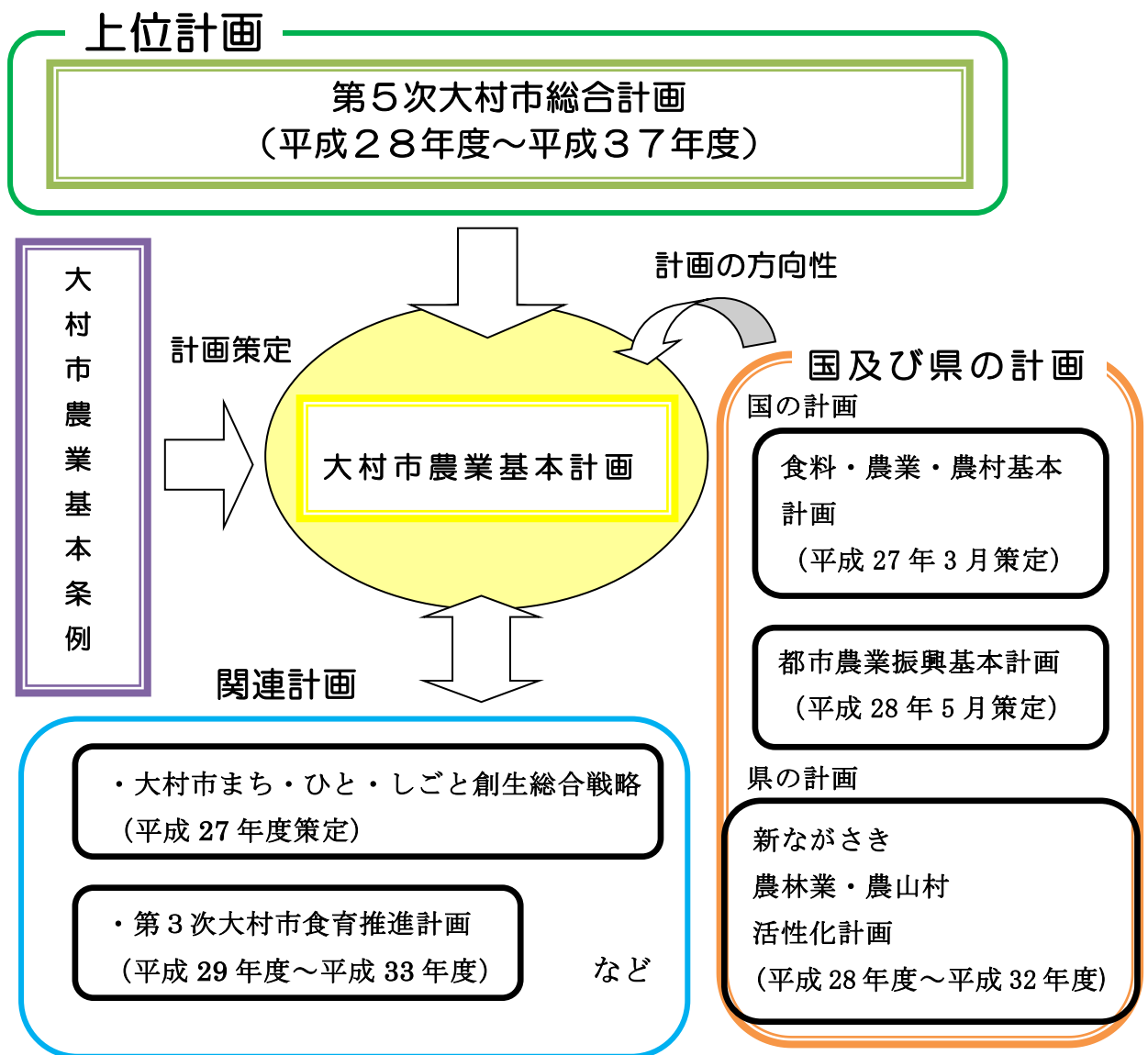
本計画の期間は、平成 25 年に策定した計画の見直しであるため、目標年度は変更せず、平成 30 年度から平成 34 年（2022 年）度までの 5 か年とします。

ただし、急激な社会経済状況の変化や国の農業政策の大きな変化等、基本計画の見直しが必要と判断される場合は、適切に対応していきます。

## 計画の位置づけ

本計画は、第5次大村市総合計画及び大村市農業基本条例に基づき実施される本市の農業・農村に関する施策を計画的に推進するための指針として位置づけるものです。

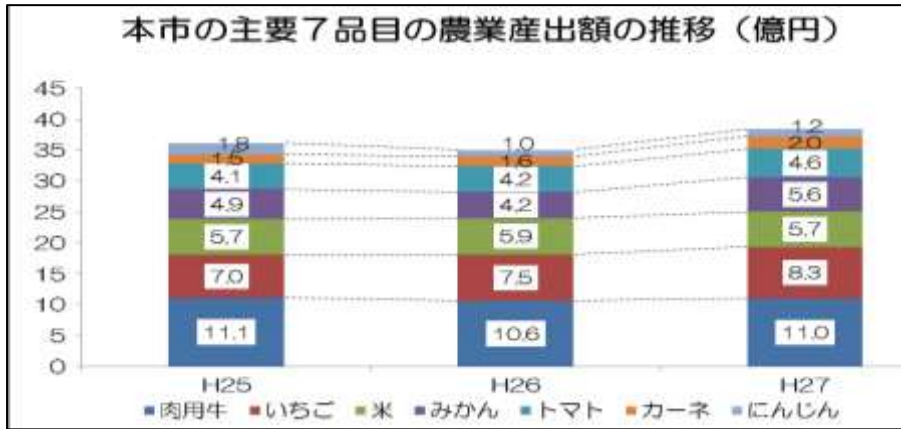
### 基本計画の位置づけとイメージ



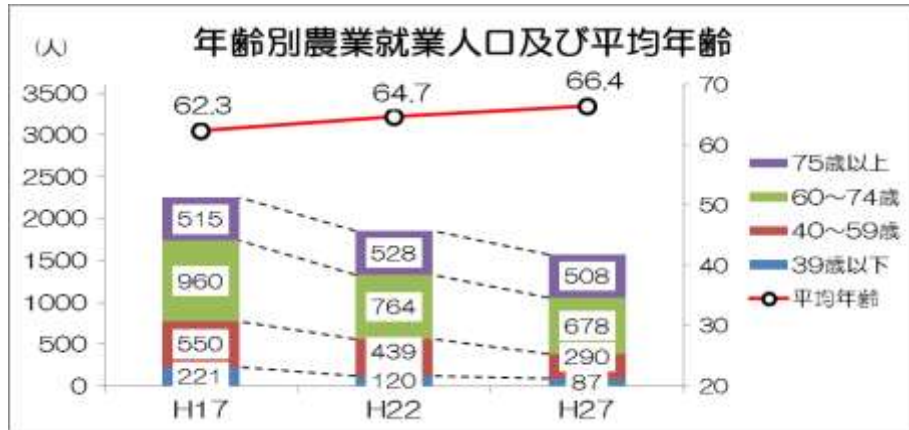
# 農業の現状（抜粋）



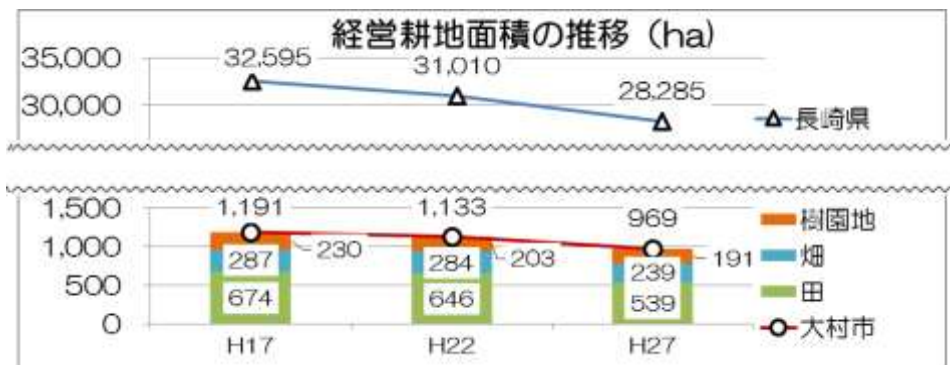
## 農業産出額（主要品目分）



## 農業者数



## 農地面積（経営耕地面積）



## 鳥獣被害

○鳥獣害捕獲頭数及び被害額 (単位：頭、羽、千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ	466	366	577	602
カラス	492	497	279	419
その他	191	851	529	354
合計	1,149	1,714	1,385	1,375
農作物被害額	13,634	8,713	13,859	15,914

## 農業の課題



### 農業産出額及び農業経営に関する課題

- ◎農作業の効率化
- ◎農産物の高品質化・6次産業化
- ◎農産物の販路拡大
- ◎地元農産物のPR

### 農業者に関する課題

- ◎新規就農者の確保と継続的な支援
- ◎農業者の育成・経営力強化
- ◎組織的な農業の推進とリーダーの育成

### 農地に関する課題

- ◎耕作放棄地の発生防止及び解消
- ◎平坦地における優良農地の保全
- ◎農地の利用集積
- ◎農地の基盤整備

### 鳥獣被害に関する課題

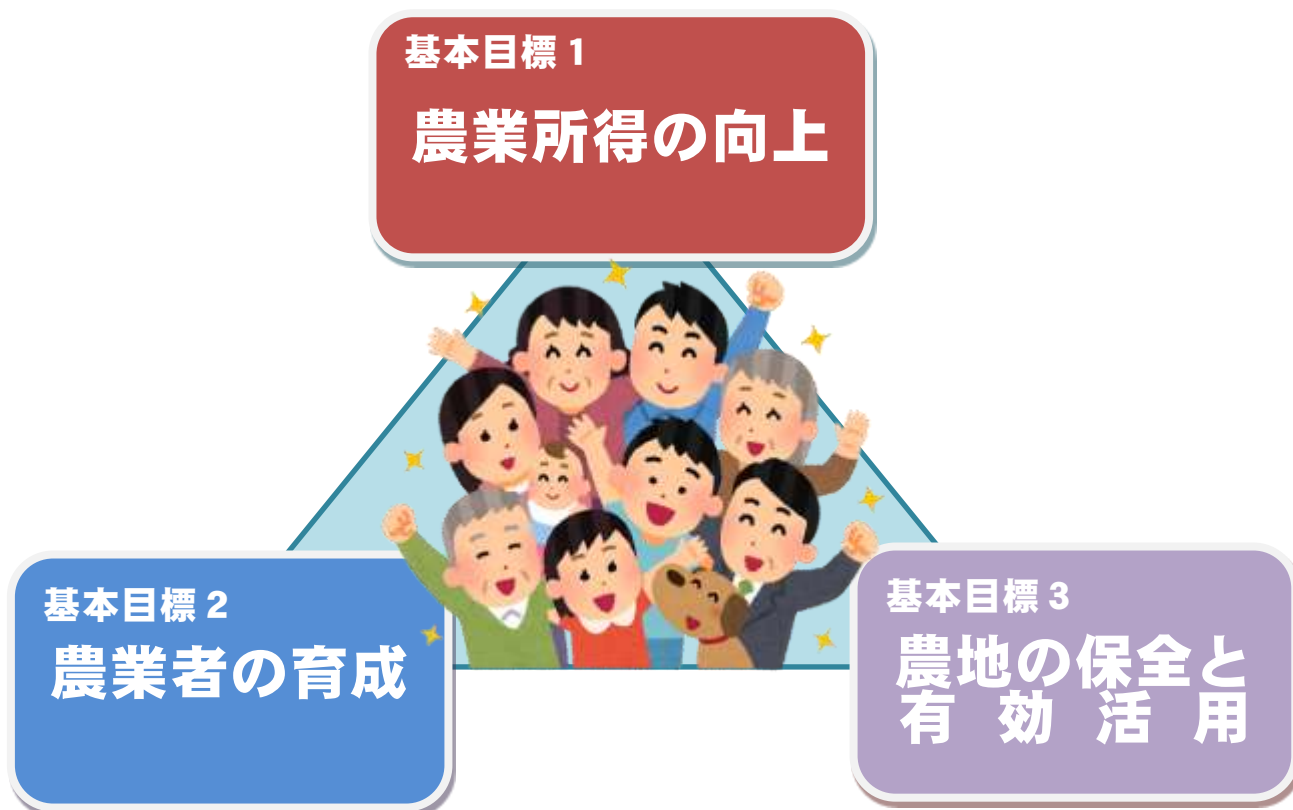
- ◎鳥獣被害対策



# 基本目標及び政策体系

## 基本目標

大村市の農業の現状と課題を踏まえ、将来の農業振興に向けて、次の3つの基本目標を定め、各種施策を展開します。



これからの農業は、農業所得の向上を図るために、省力化機械の導入や施設園芸の複合環境制御技術をはじめとするスマート農業の導入により、作業の効率化や生産性の向上を図ることが必要です。あわせて、農産物のブランド化や販路拡大、6次産業化への取り組み等を推進します。

また、農業に関するイベントやグリーン・ツーリズム<sup>\*</sup>のほか、農産物直売所を有効に活用する等、農業者と消費者が交流する機会を創出し、地元農産物の消費拡大に繋がります。

農業者については、規模拡大を目指す意欲ある農業者を支援しながらも、新規就農者の確保、企業参入の促進等、新たな農業者の確保に努めます。

農地については、都市部や山間部といった、それぞれの地域の実情に沿った基盤整備を進めながら、耕作放棄地の解消をしつつ、必要な利用集積を図り、農地の有効活用に繋がります。



## 政策体系

### 基本目標 1 農業所得の向上

基本施策  
1-1

生産量及び収益性の向上

基本施策  
1-2

農産物のブランド化と販路拡大

基本施策  
1-3

6次産業化の推進

基本施策  
1-4

農業体験等による農産物のPR

### 基本目標 2 農業者の育成

基本施策  
2-1

新規就農者の確保

基本施策  
2-2

認定農業者の育成

基本施策  
2-3

集落営農の推進

### 基本目標 3 農地の保全と有効活用

基本施策  
3-1

農業生産基盤の保全及び強化

基本施策  
3-2

農地の利用集積

基本施策  
3-3

有害鳥獣対策の推進

## 数値目標

基本目標		基本施策	指 標	基準 (平成 27 年度)	目標 (平成 34 年度)
1	農業所得の向上	1 生産量及び収益性の向上	認定農業者の平均農業所得	441 万円	520 万円
		2 農産物のブランド化と販路拡大	新たにブランド化した農産物の品数 (平成 30 年度から 34 年度までの延べ品数)	—	3 品
		3 6次産業化の推進	新規参入件数 (平成 30 年度から 34 年度までの延べ件数)	—	3 件
		4 農業体験等による農産物のPR	農業イベントの参加者数	2 万 5 千人	3 万人
2	農業者の育成	1 新規就農者の確保	新規就農者数 (平成 30 年度から 34 年度までの延べ人数)	—	35 人
		2 認定農業者の育成	認定農業者数	261 人	280 人
		3 集落営農の推進	集落営農組織数	3 組織	4 組織
3	農地の保全と有効活用	1 農業生産基盤の保全及び強化	経営耕地面積	969ha	940ha
		2 農地の利用集積	農地利用集積面積(農地中間管理事業活用面積)(延べ面積)	20ha	160ha
		3 有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣による農業被害額	13,859 千円	10,000 千円





大村市農業基本計画（平成30年度～平成34年度）＜ 概要版 ＞

---

大村市産業振興部農林水産振興課  
〒856-8686 長崎県大村市玖島一丁目25番地  
〔TEL〕0957-53-4111 〔FAX〕0957-54-9567  
〔大村市ホームページ〕<http://www.city.omura.nagasaki.jp/>

---